

(表)

(裏)

第 号

通関業務従業者証票

通 関 業 者	氏名又は名称	
従 業 者	氏 名	
	生 年 月 日	

令和 年 月 日交付

税 関 長 印

写 真 貼 付 欄

注 意

1. 本票は、税関職員の要求があるときはいつでも提示しなければならない。
2. 本票を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
3. 本票を亡失したときは、遅滞なく理由を付して届け出なければならない。
4. 従業者でなくなつたときは、遅滞なく本票を返納しなければならない。